

職員等の新型コロナウイルス感染状況に関する公表の見直しについて

組合ではこれまで、組合職員、施設運営委託事業者従業員及び指定管理者従業員（以下「職員等」という。）が新型コロナウイルスに感染した場合には、住民への感染拡大等の影響を考慮し、それら職員等のプライバシーにも配慮しながら、必要な情報を公表してまいりました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスに対する感染予防対策の実施状況、全数届出の見直し、構成団体である本庄市の公表の見直しなどを踏まえ、令和4年10月26日以降、職員等の感染に伴い組合の業務を一時的に停止せざるを得ない場合やクラスターが発生した場合など、住民生活に影響を及ぼすと考えられる状況等が生じた場合を除き、職員等の感染状況についての公表は行わないことといたします。

引き続き、当組合では、感染拡大防止対策の徹底に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

<担当>

児玉郡市広域市町村圏組合
事務局総務課
0495-27-2241